

全日制

交通ストライキ・悪天候等での交通機関が運休した場合

J R（武蔵野線）が交通ストライキや悪天候等の影響で運休している場合の措置について、次のとおりとする。

- ① J R 武蔵野線が運休している場合。
 - ア 午前7時までに運転再開されない場合、生徒は待機とする。
午前7時までに運転再開された場合、平常授業を行う。
 - イ 午前10時までに運転再開されない場合、臨時休校とする。
午前10時までに運転再開された場合、4限（11:40）から授業を実施する。
- ② J R 武蔵野線以外の交通機関が運休している場合。
 - ア 原則として、平常授業を行う。
 - イ 始業時刻については、原則として平常どおりとする。
 - ウ 該当交通機関利用生徒のみ公欠扱いとする。
- ③ 原則として、人身事故や車両故障等による運休は含まない。

台風による『大雨警報』または『暴風警報』が発表された場合

- ① 東葛飾地域に台風による『大雨警報』または『暴風警報』が発表された場合の措置については、次のとおりとする。

- ア 午前7時までに警報が解除されない場合、生徒は待機とする。
午前7時までに警報が解除された場合、平常授業を行う。
- イ 午前10時までに警報が解除されない場合、臨時休校とする。
午前10時までに警報が解除された場合、4限（11:40）から授業を実施する。

ただし、警報が解除された場合であっても、交通機関に影響がある場合は、上記の「交通ストライキ・悪天候等での交通機関が運休した場合」の規定にしたがう。

- ② 台風が温帯低気圧に変わった場合。
警報が出ていても平常授業とする。

『大雪警報』が発表された場合

- ① 東葛飾地域に『大雪警報』が発表された場合の措置については、次のとおりとする。

- ア 午前7時までに警報が解除されない場合、生徒は待機とする。
午前7時までに警報が解除された場合、平常授業を行う。
- イ 午前10時までに警報が解除されない場合、臨時休校とする。
午前10時までに警報が解除された場合、4限（11:40）から授業を実施する。

ただし、警報が解除された場合であっても、交通機関に影響がある場合は、上記の「交通ストライキ・悪天候等での交通機関が運休した場合」の規定にしたがう。

注意事項

- ① 当日の学校への電話等の問い合わせは避けるようにする。
- ② 原則として、上記警報以外は対象としない。
- ③ 千葉県北西部、千葉県北部、千葉県全域も同じ扱いとする。
- ④ 関東地方の交通情報及び気象情報はテレビ・ラジオ放送及びインターネット等で判断し、確認時刻に近いニュースにより対応する。

（平成20年1月一部改正）

